

(公印省略)
建企第174-35号
令和3年1月7日

関係団体 御中

群馬県知事 山本 一太
(県土整備部建設企画課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく警戒度及び要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年1月7日（木）に開催しました、第33回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく県内の警戒度「4」を継続し、別添のとおり、「群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（1月9日（土）以降）」を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

－ 前回(12月26日(土)以降)要請からの変更点－

○不要不急の外出自粛。特に次の外出については極力控える。

- ・1都3県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)への往来
- ・夜間(夜8時以降)

○政府分科会の提言に基づき以下の要請を追加

- ・大学や職場等における飲み会については自粛
- ・大学等におけるクラブ活動での感染防止策の徹底
- ・飲食店でのテイクアウト利用促進

○営業時間短縮要請第4弾の追加

対象市町村:前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、みどり市、大泉町、邑楽町

対象業種 :接待を伴う飲食店、カラオケ店及び酒類を提供する飲食店
(午後8時から午前5時の間の営業店舗)

※飲食店営業許可(食品衛生法)を受けている店舗の事業者を対象

時間帯 :午後8時から午前5時(ただし、酒類提供は午後7時まで)

期間 :令和3年1月12日(火)から令和3年1月25日(月)までの14日間

※詳細は群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（1月9日（土）以降）を御確認ください。

担 当 : 建設企画課 建設業係 小淵 技術調査係 石坂・土屋
T E L : 027-897-2844 027-226-3531
F A X : 027-224-1426